

難民の人々を歓迎できる社会に！

有川憲治



ありかわ・けんじ ●一九六二年、鹿児島県生まれ。NPO法人アルべなんみんセンターを設立、理事、事務局長を務める。NPO法人移住者と連携する全国ネットワーク理事。カトリック大船教会信徒。

世界の難民は八二四〇万人

——一〇年間で二倍に急増

国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）によると、二〇二〇年末の世界の難民は八二四〇万人。新型コロナウイルスのパンデミックにもかかわらず、過去最高を更新しました。一〇年間で二倍に急増しています。全人類の一年以上、九六人に一人が強制移動の影響を受けており、出身国へ帰還できる人も年々減少しています。

入国拒否され、送還される日本の難民

——日本の難民認定率は一%以下

日本にも年間一万人を超える難民が希望をもってやってくる。「経済的に豊かな国ニッポン」、「平和な

国ニッポン」、「マダム・サダコ（元国連難民高等弁務官・故緒方貞子さん）の国ニッポン」、「おもてなしの国ニッポン」。日本に行けば母国での迫害から逃れて人間らしい人生を取り戻せると期待して、空港に降り立ちます。しかし、その期待はすぐに裏切られることとなります。

空港で難民として保護してほしいと訴えると、難民申請すらできずに、入国を拒否され迫害が待つ母国へ送り返されてしまいます。それでも、難民として保護してほしいと訴え続けると「速やかに出国しない場合」として退去強制手続きが取られ、出入国管理庁（入管）の施設に長期収容されることとなります。

運良く、入国を許可されても、日本で認定される難民は一%以下。二〇二〇年の難民認定者はわずか四七

人。難民条約を批准した一九八二年から三八年間で認定された難民はわずか八四一人。年間数万人受け入れている欧米に比べ、到底、難民条約を批准した国の責務を果たしているとはいえない状況が続いています。

不認定で在留資格を更新できないと、定期的に入管への出頭が義務付けられ、突然、収容される恐怖におびえる「仮放免」の生活が始まることになります。仮放免では、就労が許可されないため経済的にも自立できず、県をまたぐ移動は事前の許可が必要で、健康保険にも加入できません。

ホームレスになる難民たち

空港で無事、入国許可がおりた場合、入管での難民申請を行うこととなります。例外はありますが、就労資格が得られるのは難民申請から八カ月後。それまでは、所持金と外務省の保護費、市民団体、友人知人からの支援で命をつなぐこととなります。

外務省の保護費は、申請から数カ月後からの支給。希望する全員には支給されません。四カ月おきの見直しで、突然、支給停止される場合もあります。緊急シエルターは数に限りがあり、所持金もなくなり、保護

費を受けられず、路上生活を余儀なくされる難民も多くなります。中には、一年以上、公園でホームレス生活をした難民もいます。そのような状況でも、入管への定期的な出頭、長時間のインタビュ、難民を立証するための書類の提出が求められます。生活基盤が脆弱ななか、書類等の作成に十分な準備ができず、結果として難民不認定になるケースがほとんどです。

アルべなんみんセンター開所

私は、一九九五年から二〇二〇年まで、カトリック東京教区の外国人支援センター「カトリック東京国際センター」で、難民・移民への支援をさせていただいてきました。しかしながら、「今日、泊まる場所がありません」との相談に十分応えることができずにいました。特に、難民の場合、手続きには数年かかるため、その間、安心して生活できる住居が不可欠です。

二〇一九年七月、長年「鎌倉黙想の家」として愛されてきた、イエズス会日本殉教者修道院が閉鎖になると聞き、難民のための緊急シエルターとして使わせていただけないかとイエズス会日本管区本部に相談に伺

いました。数日後、使用許可の連絡をいただき、ようやく難民の方の生活拠点を確保できると安堵しました。

ただ、そこからが大変です。イエズス会日本殉教者修道院は建物面積二〇〇〇㎡(六〇〇坪)、敷地面積二万七三九㎡(八四〇〇坪、東京ドームの六〇%)の巨大な施設です。運営資金もスタッフもありません。既存の団体に、共同運営を打診しましたが、断られ続けました。それなら、新しい運営団体を作るしかない、と、長年難民支援に共に取り組んできた友人と法人を設立することにし、二〇一九年一月にNPO設立申請、二〇二〇年一月に神奈川県から法人設立許可、イエズス会との契約にいたしました。契約時に「御法人の活動の目的と活動内容は、イエズス会の宣教活動の目的に完全に合致することからこの度、黙想の家を御法人に使っていただくことになりました。黙想の家は宗教施設であり、御法人の活動も宗教活動であると私どもは理解しています」との言葉に、涙が溢れました。

団体名称は、「アルペなんみんセンター」。イエズス会第二八代総長ペドロ・アルペ神父様のお名前を頂戴しました。スペイン出身のアルペ神父様は、宣教師として来日。広島で原爆を体験し、被爆者の救護に尽く

した。しかし、入国を拒否され、茨城県牛久市の入管施設に収容されました。

他の収容者から、収容中での難民認定申請ができること、一時的に収容を解かれる「仮放免」の手続きがあることを教えてもらい、「面会ボランティアや支援団体に仮放免を相談。仮放免には、身元保証人、住居、保証金(法律上の上限は三〇〇万円)が必要だと知りました。保証金のための所持金はなく、初めて来た日本に保証人をお願いできる知人・友人もなく、住居のあてもなく、時間だけが過ぎていきました。

面会ボランティア経由で相談した弁護士に身元保証人を引き受けてもらい、弁護士経由でアルペなんみんセンターへ入居依頼がありました。二度目の仮放免申請で許可がおりました。収容期間一年六カ月。入居期間中にできた友人と一緒に、新しい生活を始めました。

二〇二〇年間難民認定を待ち続けているFさん

南アジア出身のFさん。母国では、政治的な対立が激しくなる中、武装勢力に銃撃され、重傷を負いまし

されたことでも知られています。日本管区長在任時に日本殉教者修道院を宣教師の日本語学校として建設されています。また、総長就任後、インドシナ難民の惨状に対応するために「イエズス会難民センター(JRS)」を設立されました。JRSは現在世界五七カ国で難民支援活動を行っています。

アルペなんみんセンターは、日本国内の難民支援活動のみならず、JRSと連携して、世界の難民問題にも関わられるような団体になるように育てていきたいと考えています。法人設立日は、二〇二〇年二月五日。アルペ神父様の命日、修道院名由来の日本二六聖人殉教者の記念日です。

入国拒否され、長期収容されたRさん

アフリカ西部の国から来日したRさんは、母国で政治活動を行った際に、当局による身体的な迫害を受け、命の危険を感じ出国。日本を選んだ理由は、高校生のとき、日本のことを学ぶ機会があったからだとのこと。先進国で平和なイメージ、ビザもスムーズに取得できるといいます。飛行機を四回乗り継いで、ようやくたどり着いた日本で入管職員に難民として助けを求めま

た。命の危険を感じ出国、日本政府に助けを求めて二〇年がたちました。PTSD(心的外傷後ストレス障害)に悩まされながら、市民団体の支援で命をつないできましたが、その支援も打ち切られ、アルペなんみんセンターへ。

入居当初は、「生きていても意味がない。無駄な二〇年だった」とくりかえすばかりのFさん。スタッフ、ボランティアが寄り添い、鎌倉市で始まった地域通過「まちのコイン」で、Fさんの淹れる紅茶を楽しみに「お客さん」が来るようになると、表情が見違えるように明るくなってきました。日本人の友だちが初めてできたと言っています。

妊娠四カ月シングルマザーの入居依頼

東京の支援団体経由で、妊娠四カ月のシングルマザーと五歳の長女の受け入れが可能かとの相談がありました。埼玉県で生活していたが、家賃が払えず退去させられ、ホテルで保護しているとのことでした。公的な機関にも相談したが、仮放免のため支援できないと断られたようです。

当時、スタッフは私一名と数名のボランティア。入

居者は男性五名、女性一名。開所後半年で、資金的な余裕もなく、母子、妊婦を受け入れる体制ではありませんでした。入居者に相談したところ、「困難な状況に置かれているときに、私たちもアルベに助けってもらった。全面的に協力するので、私たち以上に困難な状況に置かれている彼女たちをぜひ受け入れてほしい」との声に助けられ、受け入れることになりました。

出産の環境を整えるために、鎌倉市や受け入れ病院との交渉、毎月の妊婦検診の付き添い、出産用品の準備、長女の幼稚園の入園手続き、法的な支援のために弁護士との連絡等、様々な支援が始まりました。

アルベに、妊婦さんがいる、子どももいる！とのニュースが地域に伝わると、近隣の方々の支援の輪が広がっていきました。今年四月、長女は幼稚園に通い始め、六月には無事、女の子の赤ちゃんが誕生しました。長女は、入居当時、日本語での意思疎通は困難でしたが、今は、流暢に日本語を話せるようになり、来年の小学校入学に向けて、読み書きの練習を始めています。

地域の人々との出会い、受け入れられた経験が、難民たちの自信につながり、それぞれが前向きに歩み始めています。

難民条約加盟から四〇周年

——二〇二一年 国会決議の実現を

二〇一一年一月、一九五一年の「難民の地位に関する条約」採択から六〇周年、また日本の同条約加入から三〇周年を記念して衆議院、参議院の本会議全会一致で「難民の保護と難民問題の解決策への継続的な取り組みに関する決議」が採択されました。

「国際的組織や難民を支援する市民団体との連携を強化しつつ、国内における包括的な庇護制度の確立、第三国定住プログラムの更なる充実に向けて邁進する。同時に、対外的にも従来どおり我が国の外交政策方針にのっとり難民・避難民への支援を継続して行うことで、世界の難民問題の恒久的な解決と難民の保護の質的向上に向けて、アジアそして世界で主導的な役割を担う」と決議されました。当時、日本の難民政策が大きく変わると内外から期待されました。

国会決議から一〇年、難民条約加入から四〇年の今

地域との交流——地域での居場所、活躍の場づくり

入所者が増えるにつれ、地域とのつながりも増えてきました。小学生の探求型学習支援を行っている近所のNPOとは土曜日の畑作業を通して、難民との交流を行っています。始まった当初、お互いに距離があった難民と小学生。今は、名前で呼び合える関係ができています。地元の親子合唱団の練習場所としても使用され、参加している方がいつか合唱団の一員としてステージに立てる日も楽しみます。

近所の八百屋さんは、毎週、野菜を無償で提供くださっています。魚を釣ったよと届けてくださる方、時には高級食パンの寄贈もあります。昼食づくり、敷地の管理、全国から届く支援物資の整理など、地域のボランティアにも支えられています。

入居者の地域の居場所、活躍の場も広がってきました。毎月開催される、地域食堂「ふらっとカフェ」にも参加し、その後の交流も生まれてきました。鎌倉市社会福祉協議会の紹介により、地域のデイサービスの施設でボランティアとして受け入れていただき、介護職員初任者研修にも通い、将来への自立に向けて準備を始めた方もいます。

年、その決議は、残念ながら実現されていません。それどころか、先の通常国会で廃案になった「難民を収容し送還できるようにする」入管難民法改正法案に象徴されるように、難民の「保護」よりも「排除」する方向に向かっています。

一方で、日本での難民政策の貧しさ、とりわけ入管施設で数々の人権侵害とみられる処遇が長年にわたって行われていることがメディアの報道や支援者の訴えによって、広く伝えられるようになってきました。スリランカ人女性ウイシユマ・サンダマリさんが入管施設で亡くなった痛ましい事件もそのひとつです。私たちの元にも、豊かで平和と言われているこの日本で、多くの命がないがしろにされている現実に驚きと怒りを感じているとの声も多く届くようになりました。難民の方ひとりひとりの命や権利が守られない社会では、そこで暮らす私たち自身も本当の意味で大事にされないということでもあります。政府が今回、法案成立を断念した背景には、これまで知られなかつた難民の方々の現状に心を痛め、関心を寄せるようになった人々が確実に増えていることがあると思われ、その力に希望を感じています。

鎌倉市議会

——難民政策の見直しを国に意見書提出

地域とのつながりの中で、地元選出の国会議員、市議会議員にもご訪問いただきました。難民の置かれていた状況を知っていただき、交流を通して、鎌倉市議会として日本政府に「人道的見地で難民政策の見直しを求めることに関する意見書」を提出いただきました。

意見書の中で「鎌倉市も地域共生を掲げ、『誰一人取り残さない』社会の実現を目指しているが、それは日本政府が外交の主要な柱に位置づける人間の安全保障にもつながるものである。また市内には、難民の人たちが暮らすNPO法人アルペなんみんセンターの施設があり、難民と地域をつなぐ地域共生の拠点として始動している。鎌倉市議会は、迫害を受け、命の危機に直面して庇護を求める難民に対して冷たい国や社会は、全ての人にとって冷たい国や社会であると考え、国において、下記の事項を速やかに実施するよう要望する」として、難民認定機関の独立、認定基準の明確化、インタビューへの弁護士と同席、(入管施設での)無期限の収容の改善、就労して自立できるようにすること、健康保険に入れるようにすることなどを挙げま

した。地方自治体としては、難民政策に関しての初めての意見書です。全国の自治体にこの動きが広まることを願っています。

地球市民として

——難民の人々を歓迎できる社会に——

アルペなんみんセンターは開所以来、ウガンダ、カメルーン、コンゴ、イラン、イエメン、パキスタン、スリランカ、ミャンマー、インドネシアなどからの難民認定申請者二三名を受け入れてきました。設立二年目の今年四月からは、スタッフ七人の体制で、多くのボランティアと一緒に活動しています。

二〇一九年来日した教皇フランシスコのメッセージ「日本に逃れてきた難民たちを、友情をもつて受け入れることをお願いします」に込めるべく、これからも、難民の人々を歓迎できる社会の実現のために尽力してまいります。皆様のご支援をお願い申し上げます。

<https://arrupe-refugee.jp/>



月間テーマ 新たな道を探して

「神様のいるところ」

——軽井沢「信濃追分」の小屋物語

柳谷見子



やなぎや・あきこ●茶懐石、仏、伊料理を基礎に、料理教室を主宰。心身霊ともに健康やかに生きることを目指した料理を心がける。上智大学大学院神学修士修了。

ここでは、軽井沢の西、「信濃追分」という場所で作った、小屋のお話をさせていただきます。この記事を書くことを通して、現実にも働いている神様の存在を、皆さんと分かち合えたいと思います。神様は私たちの日々の生活の中に働いていらっしゃる、私は現実生活の中でその息吹をできるだけ感じながら、表現していきたいと思っています。

「神様のいるところ」、追分の小屋とは

この夏、夫が幼い頃よりお世話になっているシスターが「信濃追分(以下、追分)」の小屋を訪ねてくださいました。「わー神様がそこかしこにいらっしゃるじやない(〃)」シスターは追分の小屋の前に立つと、そうおっしゃられ、私たちはすっかりこの「神様がいる

ところ」という表現が気に入ってしまいました。シスターがおっしゃる通り、毎日毎日、本当に毎日、ここ、追分の家で過ごす私たちは飽きもせず、「気持ちがいねえ、なんて気持ちがいいんだらう」、そうつぶやき合ってばかりいるのです。

雨が降っていても、風が吹いても、寒くても、暑くても、太陽の光に照らされても、そしてたとえ陽が落ちて辺りが真つ暗になっても、そうそう、陽が落ちた夜でさえ、暗闇なのに優しさが感じられ、一日の終わりではなく、休息としての穏やかさが感じられるのです。だから「神様がいるところ」、まさに、私たちが同感いたします。神様は確かに生きて、私たちの命が生きるために必要な栄養を、この追分の小屋でも体験させてくださっているのです。